

令和8年（2026年）3月19日（木曜日）

第 9 号



令和8年第1回北海道議会定例会会議録

第9号

令和8年（2026年）3月19日（木曜日）

議事日程 第9号

3月19日午後1時開議

日程第1、議案第1号ないし第55号及び報告第1号

日程第2、議案第76号及び第77号

日程第3、会議案第1号及び第2号

日程第4、決議案第1号

日程第5、意見案第1号

日程第6、意見案第3号

日程第7、意見案第2号、第4号及び第5号

日程第8、議員派遣の件

○本日の会議に付した案件

1. 日程第1から日程第8

1. 閉会中請願継続審査及び事務継続調査の件

出席議員（96人）

議長 100番 伊藤 条 一 君

副議長 82番 梶 谷 大 志 君

1番 山 崎 真由美 君

2番 岡 田 遼 君

3番 小 林 千代美 君

4番 清 水 敬 弘 君

5番 板 谷 よしひさ 君

6番 伊 東 尚 悟 君

7番 今 津 寛 史 君

8番 木 下 雅 之 君

9番 黒 田 栄 継 君

10番 小 林 雄 志 君

11番 高 田 真 次 君

12番 武 市 尚 子 君

13番 千 葉 真 裕 君

15番 鶴 羽 芳代子 君

16番 戸 田 安 彦 君

17番 早 坂 貴 敏 君

18番 藤 井 辰 吉 君

19番 前 田 一 男 君

20番 水 間 健 太 君

21番 鈴 木 仁 志 君

22番 田 中 勝 一 君

23番 石 川 さわ子 君

24番 海 野 真 樹 君

25番 丸 山 はるみ 君

26番 中 村 守 君

27番 寺 島 信 寿 君

28番 水 口 典 一 君

29番 川 澄 宗之介 君

30番 木 葉 淳 君

31番 小 泉 真 志 君

32番 鈴 木 一 磨 君

33番 武 田 浩 光 君

34番 淵 上 綾 子 君

35番 宮 崎 アカネ 君

36番 山 根 まさひろ 君

37番 和 田 敬 太 君

38番 植 村 真 美 君

39番 佐々木 大 介 君

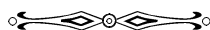
40番 滝 口 直 人 君

41番 林 祐 作 君

42番 檜 垣 尚 子 君

43番	宮下准一君	80番	市橋修治君
44番	村田光成君	81番	稲村久男君
45番	渡邊靖司君	84番	広田まゆみ君
46番	浅野貴博君	85番	高橋亨君
47番	安住太伸君	86番	平出陽子君
48番	内田尊之君	87番	花崎勝君
49番	大越農子君	88番	三好雅君
50番	太田憲之君	89番	村木中君
51番	桐木茂雄君	90番	吉田祐樹君
52番	久保秋雄太君	91番	田中芳憲君
53番	佐藤禎洋君	92番	富原亮君
55番	千葉英也君	93番	松浦宗信君
56番	道見泰憲君	94番	中司哲雄君
57番	船橋賢二君	95番	藤沢澄雄君
58番	丸岩浩二君	96番	村田憲俊君
59番	中野秀敏君	97番	吉田正人君
60番	池端英昭君	98番	喜多龍一君
61番	菅原和忠君	99番	高橋文明君
62番	中川浩利君	欠席議員（1人）	
63番	島山みのり君	54番	清水拓也君
64番	沖田清志君	欠員（3人）	
65番	笹田浩君	14番	
66番	白川祥二君	71番	
67番	新沼透君	83番	
68番	阿知良寛美君	<hr/>	
69番	田中英樹君	出席説明員	
70番	中野渡志穂君	知事	鈴木直道君
72番	真下紀子君	副知事	濱坂真一君
73番	荒当聖吾君	同	三橋剛君
74番	森成之君	同	加納孝之君
75番	赤根広介君	公営企業管理者	天沼宇雄君
76番	佐藤伸弥君	病院事業管理者	井上聡巳君
77番	池本柳次君	総務部長 兼北方領土対策 本部長	坂本隆哉君
78番	滝口信喜君		
79番	松山丈史君	総務部職員監	飯田滋君

総務部危機管理監	高山圭一君	財政局長	藤原啓裕君
総務部 イノベーション 推進監	天野紀幸君	財政課長	神長賢人君
総合政策部長 兼地域振興監	中村昌彦君	教育委員会教育長	中島俊明君
総合政策部 グローバル戦略 推進監	山田哲史君	教育部長 兼教育職員監	猪口浩司君
総合政策部 交通企画監	斎藤由彦君	学校教育監	川端香代子君
環境生活部長	谷内浩史君	総務課長	手塚和貴君
環境生活部 アイヌ政策監	高見里佳君	選挙管理委員会 事務局長	笹森 穰君
保健福祉部長	古岡 昇君	人事委員会 事務局長	増田弘幸君
保健福祉部 子ども応援社会 推進監	竹澤孝夫君	警察本部長	友井昌宏君
経済部長	水口伸生君	総務部長	板東茂利君
経済部観光振興監	阿部正幸君	総務部参事官 兼総務課長	渡部雅彦君
経済部食産業振興監	後藤知佳子君	労働委員会 事務局長	岡本收司君
経済部 ゼロカーボン推進監	田中 仁君	代表監査委員	深瀬 聡君
経済部 次世代社会戦略監	大矢邦博君	監査委員事務局長	榎 信彦君
農政部長	鈴木賢一君	収用委員会 事務局長	大槻 悟君
農政部 食の安全・みどりの 農業推進監	山口和海君	議会事務局職員出席者	
水産林務部長	岡嶋秀典君	事務局長	木村敏康君
水産林務部 森と海の未来づくり 推進監	近藤将基君	議事課長	富永 誠君
建設部長	関 俊一君	議事課長補佐	加藤隆行君
建設部建築企画監	大野雄一君	議事係長	古賀勝明君
会計管理者 兼出納局長	清水目 剛君	議事課主任	成田将幸君
企業局長	松田尚子君	同	伊藤 僚君
道立病院部長	東 幸彦君		



○議長伊藤条一君 これより本日の会議を開きます。

報告をさせます。

---

〔富永議事課長朗読〕

1. 知事から、議案第76号及び第77号の提出がありました。

---

議案第76号 北海道監査委員の選任につき同意を求める件

議案第77号 北海道海区漁業調整委員会委員の選任につき同意を求める件

（上の議案は巻末**議案の部**に掲載する）

---

1. 議員、関係常任委員長及び議会運営委員長から、会議案第1号、第2号、決議案第1号及び意見案第1号ないし第5号の提出がありました。

---

会議案第1号 北海道議会会議規則の一部を改正する規則案

会議案第2号 北海道議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案

決議案第1号 イラン攻撃等に関する決議

意見案第1号 国会における憲法論議についての意見書

意見案第2号 台湾の国際民間航空機関（ICAO）及び国際刑事警察機構（ICPO）への参加を支援するよう求める意見書

意見案第3号 日本国の国旗の法的保護の充実を求める意見書

意見案第4号 中東情勢の緊迫化に伴う道民生活への影響対策を求める意見書

意見案第5号 医療・介護分野に対する大規模かつ抜本的な財源確保を求める意見書

上の会議案、決議案及び意見案は巻末**会議案の部**、**決議案の部**及び**意見案の部**に掲載する

---

1. 関係常任委員長、予算特別委員長及び関係特別委員長から、議案審査の結果について報告がありました。

（上の委員会審査報告書一覧及び報告書は巻末**議案の部**に掲載する）

---

1. 沖田清志議員外4名から、動議の提出がありました。

（上の動議は巻末**議案の部**に掲載する）

---

1. 関係執行機関の長から、説明員の異動について通知がありました。

（上の説明員の異動通知は巻末**その他**に掲載する）

- 
1. 関係常任委員長及び関係特別委員長から、閉会中請願の継続審査について申出がありました。

（上の閉会中継続審査申出書一覧は巻末**請願・陳情の部**に掲載する）

---

1. 各常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中事務継続調査について申出がありました。

（上の閉会中継続調査申出書一覧は巻末**その他**に掲載する）

---

1. 本日の会議録署名議員は、

池 端 英 昭 議員

菅 原 和 忠 議員

中 川 浩 利 議員

であります。

---

**1. 日程第1、議案第1号ないし第55号及び報告第1号**

○議長伊藤条一君 日程第1、議案第1号ないし第55号及び報告第1号を議題といたします。

本件に関し、順次、委員長の報告を求めます。

予算特別委員長浅野貴博君。

**1. 議案第1号ないし第18号、第23号及び報告第1号に関する報告**

○46番浅野貴博君（登壇・拍手）私は、予算特別委員会に付託されました議案のうち、さきに御報告申し上げました先議に係る議案を除く、議案第1号ないし第18号、第23号及び報告第1号の20件につきまして、議案審査の経過と結果について御報告申し上げます。

これらの議案の審査方法につきましては、3月9日の委員会において協議の結果、各部所管に対する審査については、分科会方式によりこれを行うこととし、直ちに3分科会を設置し、それぞれ議案を付託した次第であります。

各分科会におきましては、同日、正・副委員長の互選を行い、3月12日から各部所管の審査に入り、3月16日をもって、総括質疑に保留された事項を除き、各分科会の質疑を終了し、各分科委員長より分科会における審査経過の報告書が提出された次第であります。

なお、各分科会における質疑の概要につきましては、各分科会報告書により御承知願いたいと存じます。

分科会において質疑保留となった事項、

ヒグマ対策

生物多様性保全と土地利用等

野生鳥獣対策

札幌医科大学

## 観光施策等

などに関し、本委員会において、3月17日に総括質疑を行い、付託議案に対する一切の質疑を終結した次第であります。

その後、直ちに付託議案について意見の調整を図りました結果、議案第1号、第3号、第6号、第7号、第11号、第12号、第14号、第17号及び第23号につきましては、意見の一致を見るに至らず、3月17日の委員会におきまして、畠山みのり君外2名から、議案第1号については撤回し、組替えの上再提出されたいとの動議が提出され、採決の結果、賛成者少数をもって否決、議案第1号、第3号、第6号、第7号、第11号、第12号、第14号、第17号及び第23号につきましては、採決の結果、いずれも賛成者多数をもって原案可決、その他の議案、すなわち、議案第2号、第4号、第5号、第8号ないし第10号、第13号、第15号、第16号、第18号及び報告第1号につきましては、いずれも全会一致、議案は原案可決、報告は承認議決と決定した次第であります。

以上、本委員会に付託されました議案審査の経過と結果を申し上げ、私の報告を終わります。

（拍手）

○議長伊藤条一君 食と観光調査特別委員長畠山みのり君。

### 1. 議案第19号に関する報告

○63番畠山みのり君（登壇・拍手）私は、食と観光調査特別委員会に付託されました議案審査の経過と結果について御報告を申し上げます。

議案第19号北海道宿泊税基金条例案は、宿泊税を積み立て、観光の付加価値の向上、観光に係るサービス及び旅行者を受け入れるための体制の充実強化並びに災害等の観光分野における危機に対応するための取組の強化その他の地域社会及び北海道経済の発展に資する観光の振興を図る施策に要する費用に充てるための基金として、北海道宿泊税基金を設置することとするため、この条例を制定しようとするものでありまして、昨日、委員会を開き審査を行った結果、全会一致、原案可決と決定した次第であります。

以上をもって私の報告を終わります。（拍手）

○議長伊藤条一君 総務委員長安住太伸君。

### 1. 議案第20号ないし第22号、第44号、第47号、第48号、第50号及び第53号に関する報告

○47番安住太伸君（登壇・拍手）私は、総務委員会に付託されました議案審査の経過と結果について御報告申し上げます。

議案第20号地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例案は、地方自治法の改正に鑑み、第2種初任給調整手当を新設することとするため、この条例を制定しようとするものであり、

議案第21号北海道知事等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例案は、北海道特別職報酬等審議会の知事に対する令和8年1月26日付答申等に鑑み、知事等の給料並びに議会議員及び

非常勤の特別職職員の報酬の額を改定することとするため、この条例を制定しようとするものであり、

議案第22号北海道職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案は、北海道職員の特殊勤務手当について、医学研究調査手当に係る特例措置を延長することとするため、この条例を制定しようとするものであり、

議案第44号金属くず回収業に関する条例の一部を改正する条例案は、盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律の制定に鑑み、金属くず回収業者に対し、金属くずの買受け等の相手方に係る本人確認記録の作成を義務づける等の措置を講ずることとするため、この条例を制定しようとするものであり、

議案第47号包括外部監査契約の締結に関する件につきましては、包括外部監査契約の締結について、地方自治法第252条の36第1項の規定により議決を得ようとするものであり、

議案第48号民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づく特定事業に係る契約の締結に関する件につきましては、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定により、特定事業に係る契約の締結について議決を得ようとするものであり、

議案第50号北海道公立大学法人札幌医科大学が業務に関して徴収する料金の上限の定めの変更の認可に関する件につきましては、北海道公立大学法人札幌医科大学が業務に関して徴収する料金の上限の定めの変更の認可について、地方独立行政法人法第23条第2項の規定により議決を得ようとするものであり、

議案第53号工事請負契約の締結に関する件につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を得ようとするものでありまして、昨日、委員会を開き審査を行った結果、いずれも全会一致、原案可決と決定した次第であります。

以上をもって私の報告を終わります。（拍手）

○議長伊藤条一君 総合政策委員長新沼透君。

#### 1. 議案第24号、第49号及び第51号に関する報告

○67番新沼透君（登壇・拍手）私は、総合政策委員会に付託されました議案審査の経過と結果について御報告申し上げます。

議案第24号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案は、個人番号の利用範囲にウイルス性肝炎等に係る医療の給付に関する事務を加えることとするため、この条例を制定しようとするものであり、

議案第49号地方独立行政法人北海道立総合研究機構の定款の変更に関する件は、地方独立行政法人北海道立総合研究機構の定款の変更を行うため、地方独立行政法人法第8条第2項本文の規定により議決を得ようとするものであり、

議案第51号地方独立行政法人北海道立総合研究機構の出資等に係る不要財産の道への納付の認

可に関する件は、地方独立行政法人北海道立総合研究機構の出資等に係る不要財産の道への納付の認可について、地方独立行政法人法第42条の2第5項の規定により議決を得ようとするものでありまして、昨日、委員会を開き審査を行った結果、いずれも全会一致、原案可決と決定した次第であります。

以上をもって私の報告を終わります。（拍手）

○議長伊藤条一君 保健福祉委員長中川浩利君。

#### 1. 議案第25号ないし第29号に関する報告

○62番中川浩利君（登壇・拍手）私は、保健福祉委員会に付託されました議案審査の経過と結果について御報告申し上げます。

議案第25号北海道病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は、医療法の改正に伴い、規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものであり、

議案第26号北海道後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例案は、後期高齢者医療制度の保険料の増加の抑制を図るよう、北海道後期高齢者医療財政安定化基金について、北海道後期高齢者医療広域連合から徴収する基金拠出金の令和8年度以降の拠出率を定めることとするため、この条例を制定しようとするものであり、

議案第27号北海道国民健康保険条例の一部を改正する条例案は、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の改正に伴い、子ども・子育て支援納付金に係る国民健康保険事業費納付金の算定に関し必要な事項を定めることとするため、この条例を制定しようとするものであり、

議案第28号食品衛生法施行条例の一部を改正する条例案は、食品衛生法施行規則の改正に鑑み、飲食店営業について、従業者が常駐せず、全自動調理機により調理された食品を販売する場合における施設の基準を定めることとするため、この条例を制定しようとするものであり、

議案第29号北海道障害者介護給付費等不服審査会の設置等に関する条例の一部を改正する条例案は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の改正に伴い、規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものでありまして、昨日、委員会を開き審査を行った結果、議案第26号及び第27号は、意見の一致を見るに至らず、採決の結果、いずれも賛成者多数をもって原案可決と決定した次第であり、その他の案件、すなわち、議案第25号、第28号及び第29号につきましては、いずれも全会一致、原案可決と決定した次第であります。

以上をもって私の報告を終わります。（拍手）

○議長伊藤条一君 経済委員長池端英昭君。

#### 1. 議案第30号及び第42号に関する報告

○60番池端英昭君（登壇・拍手）私は、経済委員会に付託されました議案審査の経過と結果について御報告申し上げます。

議案第30号北海道経済部手数料条例の一部を改正する条例案は、職業能力開発促進法に基づく技能検定試験の成績証明書の交付の事務に係る手数料について定めることとするため、この条例

を制定しようとするものであり、

議案第42号北海道公営企業条例の一部を改正する条例案は、苫小牧地区工業用水道の給水区域を変更することとするため、この条例を制定しようとするものでありまして、昨日、委員会を開き審査を行った結果、いずれも全会一致、原案可決と決定した次第であります。

以上をもって私の報告を終わります。（拍手）

○議長伊藤条一君 農政委員長内田尊之君。

1. 議案第31号、第45号、第54号及び第55号に関する報告

○48番内田尊之君（登壇・拍手）私は、農政委員会に付託されました議案審査の経過と結果について御報告を申し上げます。

議案第31号国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例案については、国営土地改良事業のうち農地の収益性の向上及び利用の集積のために行う区画整理事業について、受益者の負担割合を定めることとするため、この条例を制定しようとするものであり、

議案第45号国営土地改良事業に伴う地方公共団体の負担金に関する件は、国営土地改良事業に伴う地元負担金について、土地改良法第90条第10項の規定により議決を得ようとするものであり、

議案第54号及び第55号財産の処分に関する件は、財産の処分について、地方自治法第96条第1項の規定により議決を得ようとするものでありまして、昨日、委員会を開き審査を行った結果、いずれも全会一致、原案可決と決定した次第であります。

以上をもって私の報告を終わります。（拍手）

○議長伊藤条一君 水産林務委員長浅野貴博君。

1. 議案第32号ないし第34号に関する報告

○46番浅野貴博君（登壇・拍手）私は、水産林務委員会に付託されました議案審査の経過と結果について御報告申し上げます。

議案第32号北海道水産林務部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案は、市町村への権限移譲の推進を図るよう森林法に基づく事務の一部を市町村が処理することとし、併せて規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものであり、

議案第33号北海道漁港管理条例の一部を改正する条例案は、甲種漁港施設に係る占用料の額を改定することとするため、この条例を制定しようとするものであり、

議案第34号北海道漁港土砂採取料等徴収条例の一部を改正する条例案は、漁港の区域内の水域及び公共空地に係る占用料の額を改定することとするため、この条例を制定しようとするものでありまして、昨日、委員会を開き審査を行った結果、いずれも全会一致、原案可決と決定した次第であります。

以上をもって私の報告を終わります。（拍手）

○議長伊藤条一君 建設委員長道見泰憲君。

1. 議案第35号ないし第41号及び第46号に関する報告

○56番道見泰憲君（登壇・拍手）私は、建設委員会に付託されました議案審査の経過と結果について御報告申し上げます。

議案第35号北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案は、市町村への権限移譲の推進を図るよう宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく事務の一部を七飯町が処理することとし、併せて規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものであり、

議案第36号北海道道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案は、道路法施行令の改正に鑑み、道が徴収する道路占用料の額の改定等を行うこととするため、この条例を制定しようとするものであり、

議案第37号河川法施行条例の一部を改正する条例案は、河川区域に係る占用料の額の改定等を行うこととするため、この条例を制定しようとするものであり、

議案第38号砂防法施行条例の一部を改正する条例案は、砂防設備に係る占用料の額の改定等を行うこととするため、この条例を制定しようとするものであり、

議案第39号北海道海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例案は、海岸保全区域及び一般公共海岸区域に係る占用料の額を改定することとするため、この条例を制定しようとするものであり、

議案第40号北海道立都市公園条例の一部を改正する条例案は、道立都市公園の使用料の額を改定することとするため、この条例を制定しようとするものであり、

議案第41号北海道公共下水道の構造の技術上の基準等を定める条例の一部を改正する条例案は、公共下水道の使用料の額を改定することとするため、この条例を制定しようとするものであり、

議案第46号訴えの提起に関する件は、訴えの提起について、地方自治法第96条第1項の規定により議決を得ようとするものでありまして、昨日、委員会を開き審査を行った結果、いずれも全会一致、原案可決と決定した次第であります。

以上をもって私の報告を終わります。（拍手）

○議長伊藤条一君 文教委員長太田憲之君。

#### 1. 議案第43号に関する報告

○50番太田憲之君（登壇・拍手）私は、文教委員会に付託されました議案審査の経過と結果について御報告申し上げます。

議案第43号北海道学校職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案は、北海道学校職員等の特殊勤務手当について、教員特殊業務手当の額の改定を行うこととするため、この条例を制定しようとするものでありまして、昨日、委員会を開き審査を行った結果、全会一致、原案可決と決定した次第であります。

以上をもって私の報告を終わります。（拍手）

○議長伊藤条一君 人口減少問題・地方分権改革等調査特別委員長白川祥二君。

#### 1. 議案第52号に関する報告

○66番白川祥二君（登壇・拍手）私は、人口減少問題・地方分権改革等調査特別委員会に付託されました議案審査の経過と結果について御報告申し上げます。

議案第52号北海道道州制特別区域計画の変更に関する件は、道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第7条第5項において準用する同条第3項の規定により、北海道道州制特別区域計画の変更を行うため、議決を得ようとするものでありまして、昨日、委員会を開き審査を行った結果、意見の一致を見るに至らず、採決の結果、賛成者多数をもって原案可決と決定した次第であります。

以上をもって私の報告を終わります。（拍手）

#### 1. 議案第1号については撤回し、組替えの上再提出を求める動議

○議長伊藤条一君 沖田清志君外4名から、議案第1号については撤回し、組替えの上再提出を求める動議が提出されております。

この際、提出者の説明を求めます。

木葉淳君。

#### 1. 議案第1号については撤回し、組替えの上再提出を求める動議に関する説

##### 明

○30番木葉淳君（登壇・拍手）（発言する者あり）私は、民主・道民連合議員会を代表し、議案第1号令和8年度北海道一般会計予算について、撤回の上、組み替えて再提出を求める動議の趣旨を説明いたします。

新年度の一般会計予算は、総額3兆1681億円、前年比3.9%増と、6年連続で3兆円を超えました。

知事は、暮らしの安心と、未来を見据えた挑戦を掲げ、AI、DXなどにより本道の持続的発展を目指すとしませんが、人口減少への対応や地域医療の確保など、道民生活に直結する課題への対応は不十分です。

長引く物価高騰で道民の暮らしは依然として厳しく、早急な対策が求められます。巨大地震や気候変動による自然災害のリスクも高まっており、防災・減災対策の強化も必要です。

他方、本道の財政状況は厳しく、実質公債費比率は、次年度見込みで20.9%と高い水準が続き、基金残高も年度末で310億円にとどまる見通しです。限られた財源を効果的に活用する、メリハリある行財政運営が求められます。

よって、以下の内容を中心に、本予算案を組み替えて再提出すべきであります。

まず、知事の政治姿勢について、半導体関連事業は、ラピダス立地による産業振興が期待される一方、全道への波及効果は不明確。

多額の公費を投入する以上、具体的な道筋を示し、道民の理解を得る取組が必要です。

若者や女性の道外流出が続く中、定住につながる雇用の確保やジェンダーギャップの解消などに向けた政策が求められます。

次に、行財政運営について、道税収入は一定の伸びが見込まれるものの、国際情勢などの影響

により、先行きは不透明。

財政健全化に向け、中長期的な財政運営の道筋を道民に示す必要があります。

第3に、長期化する物価や燃料価格の上昇は、道民生活や1次産業、地域経済に大きな影響を与えています。

国の支援を待つだけでなく、道独自の支援策を早急に講ずるべきです。

第4に、新年度から徴収する宿泊税は、旅行者にとって有効な用途を明確にするとともに、徴収事務の負担軽減が必要です。

また、基金の在り方についても、納得性の高い制度運用を検討すべきです。

第5に、地域医療の崩壊や介護施設不足により、住み慣れたまちで暮らせなくなる事例が生じています。

道がリーダーシップを発揮し、地域医療と福祉を守る支援を強化すべきです。

第6に、地域社会を支える物流、交通、建設、医療、福祉などの多くの分野で担い手不足は深刻化。

人材の育成確保と処遇改善への支援を強化する必要があります。

最後に、人権等施策について、偏見や差別、デマや誹謗中傷のない社会の実現に向け、道民一人一人の尊厳を守る、実効ある施策を推進すべきです。

以上、議員各位の御賛同を申し上げ、提案の趣旨説明といたします。（拍手）（発言する者あり）

## 1. 討 論

○議長伊藤条一君 これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

丸山はるみ君。

○25番丸山はるみ君（登壇・拍手）（発言する者あり）私は、日本共産党道議会議員団を代表して、議案第1号、第3号、第6号、第7号、第11号、第12号、第14号、第17号、第19号、第21号、第23号、第26号、第27号及び第52号に対する反対討論を行います。

議案第1号、令和8年度——2026年度北海道一般会計予算についてです。

反対理由の第1は、道民の命と暮らしを守ることが最優先と公言する知事の姿勢を裏づける予算には全くなっていないことです。

知事は、我が会派の一般質問における答弁で、道民の皆様の命と暮らしを守ることが最優先と明言しました。

しかし、物価高騰対策は、道独自の直接支援策がほとんど盛り込まれていません。

地域や市町村が抱える困難を共に分かち合い、解決のために寄り添う姿勢が、広域自治体である道には求められています。

しかし、知事が明言した言葉とは裏腹に、道民生活等への直接支援策は不十分で、道民の不安解消には遠く及ばず、看板倒れと言わざるを得ません。

反対理由の第2は、A I、D Xに偏重した予算であることです。

A I・D X関連予算は、さきに議決された補正予算計上分も含め、178億8103万6000円と、前年度比で110億7916万8000円増と、3倍近い増額となっています。

物価高、医療、福祉、交通など、道民生活を直接支援する施策が極めて乏しい中で、あまりに偏重した予算となっています。

反対理由の第3は、観光予算を突出させて増額させていることです。

令和8年度の収支不足は約460億円に達し、収支対策を行ってもなお、財政調整基金を約100億円取り崩すとしています。

一般施策事業費は予算全体の約2割にすぎない中、新たに、観光局では、宿泊税として約32億円もの財源を得ながら、事業見直しを行ってもなお約6000万円以上もの一般財源充当額を増額させています。他事業では考えられない特別扱いと言わざるを得ません。

他事業との整合性は全く取れないばかりか、宿泊税を何のために創設したのか、その意義さえ失われます。

予算特別委員会本委員会における質疑において、宿泊税の在り方について取り上げましたが、4月から導入されるとは思えないほど、いまだに数々の問題点が浮き彫りになりました。

宿泊者の受益に資するとさえ言えば、あらゆる事業が宿泊税充当事業となる可能性があるばかりか、宿泊税充当事業に、I R関連事業が含まれる可能性があることを否定しないなど、道民不在で道政上の重大問題が進められることは到底容認できません。

また、I Rについて、予算案では、北海道らしいI Rに関する基本的な考え方の改訂に伴う調査費用として約1000万円が計上されることも容認できません。

I Rに税金を投入し続けることはやめ、I Rは北海道に誘致しないと、知事の態度を明らかにすべきです。

様々な面で道民要求との乖離は免れない予算であり、議案第1号には反対をいたします。

議案第3号、令和8年度——2026年度北海道国民健康保険事業特別会計予算についてです。

1人当たりの納付金の増加抑制のために、約14億8500万円を基金から繰り入れ、1人当たりの納付金の前年度伸び率は2.39%と、2年連続で下回りました。

しかし、それ以上に、道独自の納付金軽減の取組を行う予定はなく、道としてさらなる軽減策を講じるべきであり、反対です。

議案第6号、令和8年度——2026年度北海道苫小牧東部地域開発出資特別会計予算、議案第7号、令和8年度——2026年度北海道石狩湾新港地域開発出資特別会計予算についてです。

これまで問題としてきた一般会計借入金の累計額は、苫小牧東部地域で121億円、石狩湾新港地域で29億円を突破しました。

毎年指摘しているこの問題に対する改善の兆しも見られず、反対です。

議案第11号、令和8年度——2026年度北海道営住宅事業特別会計予算についてです。

これまでに、我が会派が増やすよう求めてきた管理戸数は減少し、以前から問題としてきた応

募倍率は、人口の多い振興局では最大で23倍、全道平均でも2.8倍の高倍率を示しています。

希望する道民が入居できるよう、抜本的な取組に踏み出すべきです。

よって、反対いたします。

議案第12号、令和8年度——2026年度北海道住宅供給公社経営健全化資金貸付事業特別会計予算についてです。

従来から、単年度貸付けの繰り返しによる不適切な会計処理について解消すべきと指摘をしてきましたが、改善の見通しが示されておられませんので、反対いたします。

議案第14号、令和8年度——2026年度北海道公共下水道事業会計予算についてです。

毎年指摘している、収支不足分の補填を一般会計からの長期借入金に依存する経営体質は変わっておらず、現時点で約139億7000万円にまで膨れ上がっています。

道民負担をさらに強いることになり、反対です。

議案第17号、令和8年度——2026年度北海道工業用水道事業会計予算は、収支不足額を一般会計からの長期借入金で補填する仕組みに変わりなく、一般会計からの資金を際限なく投入し続け、道民負担をさらに長期化しようとするものであり、反対いたします。

議案第19号北海道宿泊税基金条例案についてです。

議案第1号における討論で、宿泊税についての問題点を指摘しましたが、これまで、特定目的税として、あまりにも未熟な制度であり、道民の税制度の信頼は到底得られないことを繰り返し訴えてまいりました。

しかし、来月から宿泊税がスタートする今になっても、様々な問題点が解消されておられません。

道財政が非常に厳しい中、観光事業だけ特段の優遇を行うかのような偏重予算であり、事業者の利益に資する事業までも実施することは、特定目的税としての信頼を揺るがしかねません。

宿泊税自体に多くの問題点を抱えた中で、基金条例案に賛成できません。

よって、議案第19号に反対です。

議案第21号北海道知事等の給与等に関する条例の一部を改正する条例案についてです。

これまで、我が会派は、特別職の手当などの引上げに関して、一般職の給与引上げを優先するべきとの立場で反対してきました。

その一般職の累積改定率が8%程度となっていることや、他都府県での改定が行われていることから、改定を正当化しておりますが、今回の改定により、独自縮減前の知事報酬額は、大阪府、東京都に次いで、神奈川県、愛知県と並ぶ、全国3位タイとなります。

しかし、道財政はいまだに厳しい状況が続いており、限られた財政資源は、道民生活に、より直結する一般職の給与にこそ手厚く振り分けるべきであり、道民の理解も得られるものではないと考えることから、反対します。

次に、議案第23号北海道職員等の定数に関する条例の一部を改正する条例案についてです。

道立高校、道立特別支援学校、市町村立小中学校の教職員の定数を改定しようとするもので

す。

来年度の教職員総定数は3万6270人と、7年連続で減少し続けています。

しかし、いじめの認知件数は過去最高を更新しているなど、今こそ、教員定数を増員し、余裕のある体制を構築することによる、きめ細かな対応こそが求められています。

教員負担軽減にもマイナスの効果しか生まない教員定数の削減には到底賛成できません。

議案第26号北海道後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例案についてです。

基金拠出率を1万分の4.1から1万分の3.8とするものですが、後期高齢者医療保険料は負担増が続いており、均等割額は13%増となり、子ども・子育て支援金制度の負担金までも上乗せされます。

現状の負担軽減の取組も不十分であると考えことから、反対します。

議案第27号北海道国民健康保険条例の一部を改正する条例案についてです。

本条例案は、新たにできる子ども・子育て支援金制度に係る改定を行うものです。

保険料を、医療とは無関係な少子化対策に流用することは、公的医療保険の目的から大きく逸脱するものであり、あらゆる分野の目的外負担に保険料が流用されるおそれもあり、反対します。

最後に、議案第52号北海道道州制特別区域計画の変更に関する件についてです。

本議案は、北海道道州制特別区域計画の期間の延長ですが、国の道州制先取りの特区基本方針の延長によるものであり、国からの権限移譲と言いながら、名寄遠別線の計画続行など、地方自治の前進に資するものとは言えず、無駄と浪費の大型公共事業を継続する本議案に賛成することはできません。

以上で反対討論といたします。（拍手）（発言する者あり）

○議長伊藤条一君 以上で通告の討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

沖田清志君外4名から提出の動議を問題といたします。

これより採決いたします。

この採決は起立によります。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長伊藤条一君 起立少数であります。

よって、本動議は否決されました。

日程第1のうち、議案第1号を問題といたします。

これより採決いたします。

この採決は起立によります。

本件に関する委員長報告は可決であります。

本件を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長伊藤条一君 起立多数であります。

よって、本件はそのように決定いたしました。

日程第1のうち、議案第21号を問題といたします。

これより採決いたします。

この採決は起立によります。

本件に関する委員長報告は可決であります。

本件を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長伊藤条一君 起立多数であります。

よって、本件はそのように決定いたしました。

日程第1のうち、議案第3号、第6号、第7号、第11号、第12号、第14号、第17号、第19号、第23号、第26号、第27号及び第52号を問題といたします。

これより採決いたします。

この採決は起立によります。

本件に関する委員長報告は全て可決であります。

本件を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長伊藤条一君 起立多数であります。

よって、本件は、いずれもそのように決定いたしました。

日程第1のうち、議案第2号、第4号、第5号、第8号ないし第10号、第13号、第15号、第16号、第18号、第20号、第22号、第24号、第25号、第28号ないし第51号、第53号ないし第55号及び報告第1号を問題といたします。

本件に関する委員長報告は、議案は全て可決、報告は承認議決であります。

お諮りいたします。

別に御発言もなければ、本件は、いずれも委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長伊藤条一君 御異議なしと認めます。

よって、本件は、いずれもそのように決定いたしました。

#### 1. 日程第2、議案第76号及び第77号

○議長伊藤条一君 日程第2、議案第76号及び第77号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

知事鈴木直道君。

#### 1. 議案第76号及び第77号に関する説明

○知事鈴木直道君（登壇）ただいま議題となりました議案第76号及び第77号について御説明申し上げます。

まず、議案第76号は、

令和8年3月31日をもって辞任する

北海道監査委員 佐藤 則子 さん

の後任として

北村 英則 さん

を適任と認め、新たに選任しようとするものであります。

次に、議案第77号は、

欠員となっている関係海区の漁業調整委員会委員について、

北海道石狩後志海区においては、中島 辰浩 さん

を、

北海道檜山海区においては、出崎 雄司 さん

を、

北海道渡島海区においては、木村 俊広 さん

を、

北海道釧路十勝海区においては、田中 英昭 さん

田名部 英樹 さん

を、

北海道網走海区においては、大川 健志 さん

杉森 英一 さん

吉田 恭 さん

をいずれも適任と認め、新たに選任しようとするものであります。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長伊藤条一君 お諮りいたします。

本件は、いずれも委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長伊藤条一君 御異議なしと認めます。

よって、本件は、いずれもそのように決定いたしました。

お諮りいたします。

別に御発言もなければ、本件は、いずれも原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長伊藤条一君 御異議なしと認めます。

よって、本件は、いずれも原案のとおり同意議決されました。

1. 日程第3、会議案第1号及び第2号

○議長伊藤条一君 日程第3、会議案第1号及び第2号を議題といたします。

お諮りいたします。

本件は、いずれも提出者の説明を省略することにいたしたいと思いをします。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長伊藤条一君 御異議なしと認めます。

よって、本件は、いずれもそのように決定いたしました。

お諮りいたします。

会議案第2号は委員会付託を省略することにいたしたいと思いをします。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長伊藤条一君 御異議なしと認めます。

よって、本件はそのように決定いたしました。

お諮りいたします。

別に御発言もなければ、本件は、いずれも原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長伊藤条一君 御異議なしと認めます。

よって、本件は、いずれも原案のとおり可決されました。

1. 日程第4、決議案第1号

○議長伊藤条一君 日程第4、決議案第1号を議題といたします。

お諮りいたします。

本件は提出者の説明及び委員会付託を省略することにいたしたいと思いをします。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長伊藤条一君 御異議なしと認めます。

よって、本件はそのように決定いたしました。

1. 討 論

○議長伊藤条一君 これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

檜垣尚子君。

○42番檜垣尚子君（登壇・拍手）（発言する者あり）私は、自民党・道民会議を代表し、決議案第1号イラン攻撃等に関する決議について、反対の立場から討論いたします。

私は、早期の事態鎮静化を目指すことや、世界平和を実現するための努力を惜しまないことについては、大いに賛同するものであります。

中東情勢の緊迫化に伴う燃油価格の上昇や物価の高騰により、道民生活や地域経済への深刻な影響が懸念されていることから、一刻も早い事態の鎮静化を切に願うばかりです。

しかしながら、本決議案を道議会として採択することについて、容認できない点があります。

本決議案では、アメリカ合衆国及びイスラエルの行為を国際法違反と断定し、また、中東情勢の長年にわたる複雑な対立構造を十分踏まえることなく、両国を一方的に非難する趣旨であるかのように読み取れる内容となっています。

しかし、イランへの攻撃に関する国際法上の評価について、各国の立場は様々であり、専門家の間も含め、国際社会で様々な議論が行われている状況にあります。

また、日本政府においては、詳細な事実関係を十分把握する立場にないことから、確定的な法的評価は行っていないとしております。

こうした状況を踏まえると、国際法違反と断定するには慎重さを欠けるものと言え、また、政府の判断を超えて断定的な非難を行うことは、国全体としての一貫性を損なうものと言えます。

こうしたことに鑑みると、今回の決議案を道議会として採択することは不適切であると考えます。

以上の理由から、本決議案には賛同できず、反対するものであります。

以上で私の反対討論を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長伊藤条一君 以上で通告の討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

この採決は起立によります。

本件を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長伊藤条一君 起立少数であります。

よって、本件は否決されました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後 2 時 休憩

午後 2 時30分開議

○議長伊藤条一君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

あらかじめ会議時間を延長いたします。

#### 1. 日程第5、意見案第1号

○議長伊藤条一君 日程第5、意見案第1号を議題といたします。

お諮りいたします。

本件は提出者の説明を省略することにいたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長伊藤条一君 御異議なしと認めます。

よって、本件はそのように決定いたしました。

### 1. 質 疑

○議長伊藤条一君 これより、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

丸山はるみ君。

○25番丸山はるみ君（登壇・拍手）（発言する者あり）私は、日本共産党北海道議会議員団を代表し、意見案第1号国会における憲法論議についての意見書について質疑を行います。

憲法論議を行う上で、その前提に係る諸問題に関し、まず、提案趣旨説明を行わなかった理由についてです。

憲法についての議論を深めよう、議論を進めようという意見案を提案されました。にもかかわらず、趣旨説明をしないということに驚きを禁じ得ません。

なぜ、自らの所信や意見案の意義を説明しないのか、まず伺います。

次に、現行憲法の評価と議論を進めるに当たっての姿勢についてです。

意見書では、日本国憲法は、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義を基本原則として昭和22年に施行以来、我が国の民主主義と社会の発展に重要な役割を果たしてきたと評価しています。

社会経済情勢において、多様な課題があることについて異論はありませんが、現行憲法を生かした解決についての憲法論議の必要性をどのように考えているのか、伺います。

次に、憲法学者・芦部信喜の業績についてです。

憲法学者・芦部信喜は、戦後の憲法史において、その著書が、憲法の神様の講義に例えられるほどの圧倒的な影響力と権威を持っていた人物であり、法学部生が憲法を最初に学ぶ教科書は、芦部信喜と言われるほどの人物であります。提出者は、芦部信喜の存在を御存じでしょうか。

当時の安倍晋三首相は、国会における質問で、知らないと答弁しています。

法学部で憲法を学ぶ学生は、最初に芦部憲法を学ぶことが多いですが、芦部信喜が果たした業績について、提出者はどのように認識をしているのか、伺います。

次に、立憲主義についてです。

日本国憲法の原理の一つである立憲主義は、国民が国家権力を縛り、人権を守るための政治の原則です。

提出者は、立憲主義の意義をどう捉え、憲法論議において立憲主義を引き続き尊重しようとしているのか、それとも改正の必要性を考えているのか、その認識を伺います。

次に、現行憲法前文の精神についてです。

安倍晋三元首相は、憲法について言及する際に、しばしば、「憲法は、この国の形、理想の姿を示すものです。」と述べていました。

現行憲法前文は、さきの侵略戦争の反省に立ち、「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起る

ことのないやうにすることを決意し、（中略）ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」と、反戦、平和を明確にうたっていますが、自民党が発表している、「自由民主党 日本国憲法改正草案」に、このような表現はありません。

現行憲法前文を全て書き換えしているということは、現行憲法が目指す精神である、不戦と平和的生存権の趣旨をも投げ捨てるということを意味しているのでしょうか。

論議を進めようというからには、提出者の姿勢を明確にお示しいただきたいと思います。

次に、憲法第9条が果たしてきた意義と役割についてです。

現行の憲法第9条は、世界に比類のない、徹底した戦争否定の態度を打ち出しています。このことを提出者は認められるでしょうか。

憲法第9条が果たしてきた意義と役割について、提出者はどう認識し、どう論議を深めようと考えているのか、伺います。

次に、改憲の国民的理解についてです。

今定例会における意見案に関する3月12日付新聞報道によると、憲法論議の促進を求める意見案について、自民関係者による、特に改憲は理解が広がっているとのコメントが掲載されていました。

この認識は事実でしょうか。改憲の理解が広がっているとする根拠を伺います。

次に、戦闘行為による自衛隊員の死者がないことについてです。

意見案では、安全保障の変化を、憲法論議を進めようとする要因の一つとして挙げています。

自衛隊創設以降、戦争及び戦闘行為による死者は一人もいません。

その要因は何であったとお考えか、伺います。

次に、意見案の内容等に関し、憲法が果たしてきた役割についてです。

意見案では、「国民主権、基本的人権の尊重、平和主義を基本原則として昭和22年に施行されて以来、我が国の民主主義と社会の発展に重要な役割を果たしてきた。」と明記しています。

民主主義と社会の発展に重要な役割を果たしてきたとする論拠を具体的にお示しください。

次に、社会情勢の変化により改憲論議を要する具体的根拠についてです。

意見案では、社会情勢が大きく変化していると明記をしています。

社会情勢の変化によって、憲法改正論議を推進しなければならない理由は何でしょうか。

意見案では、我が国を取り巻く安全保障環境の変化、自然災害の激甚化、人口減少、少子・高齢化の進行と、社会経済情勢の変化の例示を挙げていますが、これら三つの例示から、どのような理由により憲法改正論議を促進しなければならなくなったのか、憲法改正論議を要する具体的条文と理由について、具体的にお示し願います。

次に、憲法論議の目的についてです。

2019年の第3回定例会で、国会における憲法論議についての意見書が可決されました。

本意見案は、前回意見書と表題も全く変わらず、今、改めて提出する必要性に懐疑的とならざるを得ません。

意見案では、「時代の変化に応じた憲法の在り方について、国会においてより具体的かつ建設的な議論を進める段階に来ている。」と明記されていますが、これは、表題にもあるように、憲法改正に向けた具体的議論を進めよという意味でしょうか。

憲法論議を深め、その先に何を求めているのか、伺います。

次に、憲法論議の国民的広がりについてです。

先ほども申し上げました2019年の第3回定例会で、国会における憲法論議についての意見書が可決されました。

その後、自民党政権は途切れることなく継続したにもかかわらず、遅々として憲法改正議論は進まず、憲法改正が俎上に上がるような状況には全くなっていません。

高市首相自身も、国民的な議論の広まりを期待している旨の発言をされていることを、自民党・道民会議所属議員の一般質問でも紹介されていましたが、憲法について国民的な議論は広がっていないという認識でしょうか。

与党である自民党として、その要因をどう認識していますか。

国民が憲法改正を望んでいるにもかかわらず、国会がその要望に応えなかったのか、それとも、国民に憲法改正を求める強い世論がなかったからなのか、お答え願います。

次に、現行憲法により課題解決困難となった事例等についてです。

意見案では、「広大な国土と多様な課題を抱える北海道をはじめとする地方の実情や意見が十分に反映されることが重要である。」と明記されています。

では、北海道をはじめとする地方の実情や意見が十分に反映されず、道政運営上、困難を来す事象は、これまでに確認されたのでしょうか。

提出者が考える具体事例を全て具体的にお示し願います。

次に、本道の自然環境と地域の安全を守るための憲法改正議論についてです。

提出者所属会派である自民党・道民会議所属議員の一般質問では、財産権と地域の安全についての質問がなされました。

質問では、本道の自然環境と地域の安全を守る観点から、国に対し、憲法改正も含め、法的制度の整備を求めていくべきと主張されていました。

憲法第29条第2項は、「財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。」と規定されています。

文字どおり、法律でこれを定めるとしているものであり、現行憲法の内容が問題であるがゆえに課題解決が進まないとする議論は成り立たないと考えます。

法的制度の整備は、第29条第2項で規定されているように、法律の改正により実現できるものと考えますが、ここに憲法改正が必要とする根拠は何か、伺います。

次に、憲法改正以外の課題解決手法についてです。

北海道をはじめとする地方の実情や意見が十分に反映されることが重要というのであれば、まずは、法令等の改正により課題解決を行うことが一般的であると考えます。

憲法を改正しなければ解決できない課題について、法令の改正等では対応することが困難な事象は一つでもあるのでしょうか。

具体的な法令とともに、どのような理由で法令改正等による課題解決が困難なのか、憲法改正以外の方法がないのかを具体的に御説明願います。

次に、法改正による影響等についてです。

中東情勢危機に伴う意見案では、我が国を取り巻く安全保障環境の変化等を例示し、現行憲法が現代にそぐわない内容と暗に示す内容となっています。

現在、アメリカとイスラエルがイランに対する先制攻撃を行い、中東情勢は極めて緊迫し、我が国も含めて、世界各国に対して多大な悪影響を及ぼしています。

アメリカは、既に、在日米軍基地から、イラン攻撃に向けた部隊を派遣しています。

神奈川県内の横須賀、厚木の両基地を拠点にした在日米軍が対イラン攻撃に加わり、さらに、長崎県佐世保基地の米軍部隊、沖縄県と山口県岩国基地の米海兵隊が攻撃に動員されています。

先制攻撃を受けたイランは、自衛目的として、周辺国の米軍基地等に対して反撃を行っています。

在日米軍基地から部隊が出撃しているということは、攻撃を受けたイランが、仮に、在日米軍基地に反撃をしてもおかしくない状況に、既に我が国は追い込まれています。

現行憲法下でも、アメリカの無法な戦争に巻き込まれる危険が存在する中、憲法第9条を改正し、平和憲法の理念を投げ捨てた場合、日本の安全保障にとって安心が高まるどころか、逆に、平和と安全を脅かすリスクが高まりかねません。

提出者はどのような認識なのか、伺います。

次に、自衛隊を海外派兵する安全保障上のリスクについてです。

アメリカ・トランプ大統領は、日本などに対し、ホルムズ海峡への艦船派遣を求めましたが、その後、撤回し、支援は不要とSNSに投稿するなど、先が読めない情勢の中、この後の日米首脳会談で協議することになると報道をされています。

仮に、アメリカの要求どおり、日本の自衛隊がホルムズ海峡へ艦船派遣を行えば、戦闘地域に自衛隊を、アメリカ軍の支援をするために派遣することになりかねません。

相手国からすれば、アメリカの戦闘行為に日本が参戦したとみなされ、反撃を受けても文句の言えない状況に追い込まれることを意味すると考えますが、提出者の言う、我が国を取り巻く安全保障環境の変化とは、自衛隊がアメリカ軍の支援のために派兵することを意味しているのか、伺います。

また、自衛隊を派遣することにより、我が国の安全保障リスク、さらには、自衛隊員が戦闘行為によって死亡するリスクが増大することが想定されます。

そのようなリスクについて、提出者の見解を伺います。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

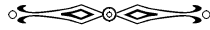
○議長伊藤条一君 花崎勝君。

○87番花崎勝君 答弁準備のため、少々お時間をいただきたいと思います。

○議長伊藤条一君 ただいま花崎勝君から、答弁準備に若干の時間をいただきたい旨の発言がありました。

このまま暫時休憩いたします。

午後2時47分休憩



午後2時54分開議

○議長伊藤条一君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

花崎勝君。

○87番花崎勝君（登壇・拍手）（発言する者あり）日本共産党、丸山議員の質問にお答えいたします。

まず、意見書案の説明を省略したことにつきまして、本意見書の内容にしっかり反映させていると考えております。

次に、芦部信喜さんについてでございますが、高名な憲法学者であることは存じ上げておりますが、本意見書の趣旨は、特定の項目や結論を前提とするものではなく、国において、日本国憲法に関する議論を一層深化させるとともに、地方や道民の意見を広く聴取し、国民的理解の下で、具体的かつ建設的な議論を丁寧に進めるよう求めるものであります。

国においては、こうした意見書等を踏まえ、適切に議論が進められるものと考えます。

次に、憲法論議の必要性であります。本意見書の趣旨は、特定の項目や結論を前提とするものではなく、国において、日本国憲法に関する議論を一層深化させるとともに、地方や道民の意見を広く聴取し、国民的理解の下で、具体的かつ建設的な議論を丁寧に進めるよう求めるものであります。

国においては、こうした意見書等を踏まえ、適切に議論が進められるものと考えております。

次に、立憲主義についてであります。日本国憲法は、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義を基本原則として、我が国の民主主義の発展に重要な役割を果たしてきました。

一方で、憲法施行から長期間が経過する中で、我が国を取り巻く安全保障環境の変化、自然災害の激甚化、人口減少、少子・高齢化が進行し、前回、令和元年意見書提出以降も、コロナ禍の発生など、社会経済情勢が大きく変化していることは御存じのとおりであります。

本意見書案にもあるように、時代の変化に応じた憲法の在り方について、国会において、より具体的かつ建設的な議論を進める段階に来ており、国民的理解の下で、具体的かつ建設的な議論を丁寧に進める必要があると考えております。

次に、憲法の精神についてであります。

本意見書の趣旨は、特定の項目や結論を前提とするものではなく、国において、日本国憲法に関する議論を一層深化させるとともに、地方や道民の意見を広く聴取し、国民的理解の下で、具

体的かつ建設的な議論を丁寧に進めるよう求めるものであります。

国においては、こうした意見書等を踏まえ、適切に議論が進められるものと考えております。

次に、憲法第9条についてであります。本意見書の趣旨は、特定の項目や結論を前提とするものではなく、国において、日本国憲法に関する議論を一層深化させるとともに、地方や道民の意見を広く聴取し、国民的理解の下で、具体的かつ建設的な議論を丁寧に進めるよう求めるものであります。

国においては、こうした意見書等を踏まえ、適切に議論が進められるものと考えております。

次に、改憲の理解についてであります。

日本国憲法は、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義を基本原則として、我が国の民主主義の発展に重要な役割を果たしてきました。

一方で、憲法施行から長期間が経過する中で、我が国を取り巻く安全保障環境の変化、自然災害の激甚化、人口減少、少子・高齢化が進行し、前回、令和元年意見書提出以降も、コロナ禍の発生など、社会経済情勢が大きく変化していることは御存じのとおりであります。

本意見書案にもあるように、時代の変化に応じた憲法の在り方について、国会において、より具体的かつ建設的な議論を進める段階に来ており、国民的理解の下で、具体的かつ建設的な議論を丁寧に進める必要があると考えております。

次に、自衛隊員についてであります。

本意見書の趣旨は、特定の項目や結論を前提とするものではなく、国において、日本国憲法に関する議論を一層深化させるとともに、地方や道民の意見を広く聴取し、国民的理解の下で、具体的かつ建設的な議論を丁寧に進めるよう求めるものであります。

国においては、こうした意見書等を踏まえ、適切に議論が進められるものと考えております。

次に、社会状況の変化による改憲の必要性についてであります。本意見書の趣旨は、特定の項目や結論を前提とするものではなく、国において、日本国憲法に関する議論を一層深化させるとともに、地方や道民の意見を広く聴取し、国民的理解の下で、具体的かつ建設的な議論を丁寧に進めるよう求めるものであります。

国においては、こうした意見書等を踏まえ、適切に議論が進められるものと考えます。

次に、今改めて提出する趣旨であります。日本国憲法は、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義を基本原則として、我が国の民主主義の発展に重要な役割を果たしてきました。

一方で、憲法施行から長期間が経過する中で、我が国を取り巻く安全保障環境の変化、自然災害の激甚化、人口減少、少子・高齢化が進行し、前回、令和元年意見書提出以降も、コロナ禍の発生など、社会経済情勢が大きく変化していることは御存じのとおりであります。

本意見書案にもあるように、時代の変化に応じた憲法の在り方について、国会において、より具体的かつ建設的な議論を進める段階に来ており、国民的理解の下で、具体的かつ建設的な議論を丁寧に進める必要があると考えています。

次に、国民議論への認識についてであります。本意見書の趣旨は、特定の項目や結論を前提

とするものではなく、国において、日本国憲法に関する議論を一層深化させるとともに、地方や道民の意見を広く聴取し、国民的理解の下で、具体的かつ建設的な議論を丁寧に進めるよう求めるものであります。

国においては、こうした意見書等を踏まえ、適切に議論が進められるものと考えております。

次に、地方の実情が反映されていないと考えるにつきましては、本意見書の趣旨は、特定の項目や結論を前提とするものではなく、国において、日本国憲法に関する議論を一層深化させるとともに、地方や道民の意見を広く聴取し、国民的理解の下で、具体的かつ建設的な議論を丁寧に進めるよう求めるものであります。

国においては、こうした意見書等を踏まえ、適切に議論が進められるものと考えております。

次に、財産権についてであります。

本意見書の趣旨は、特定の項目や結論を前提とするものではなく、国において、日本国憲法に関する議論を一層深化させるとともに、地方や道民の意見を広く聴取し、国民的理解の下で、具体的かつ建設的な議論を丁寧に進めるよう求めるものであります。

国においては、こうした意見書等を踏まえ、適切に議論が進められるものと考えております。

次に、法令改正による可能性についてであります。日本国憲法は、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義を基本原則として、我が国の民主主義の発展に重要な役割を果たしてきました。

一方で、憲法施行から長期間が経過する中で、我が国を取り巻く安全保障環境の変化、自然災害の激甚化、人口減少、少子・高齢化が進行し、前回、令和元年意見書提出以降も、コロナ禍の発生など、社会経済情勢が大きく変化していることは御存じのとおりであります。

本意見書案にもあるように、時代の変化に応じた憲法の在り方について、国会において、より具体的かつ建設的な議論を進める段階に来ており、国民的理解の下で、具体的かつ建設的な議論を丁寧に進める必要があると考えております。

次に、憲法第9条第2項について、及び、安全保障のリスクについてであります。本意見書の趣旨は、特定の項目や結論を前提とするものではなく、国において、日本国憲法に関する議論を一層深化させるとともに、地方や道民の意見を広く聴取し、国民的理解の下で、具体的かつ建設的な議論を丁寧に進めるよう求めるものであります。

国においては、こうした意見書等を踏まえ、適切に議論が進められるものと考えております。

以上でございます。（拍手）（発言する者あり）

○議長伊藤条一君 丸山はるみ君。

○25番丸山はるみ君（登壇・拍手）（発言する者あり）ただいま御答弁をいただきましたが、議題となっている意見案第1号と、提出者の答弁を伺い、特に問題であるという点を申し上げたいというふうにも思いますが、あまりにも同じ答弁の繰り返しで、誠実な姿勢とは感じられません。議論を進める意思、熱意、必要性を感じられませんでした。さらには、道議会議論を軽視しているのではないかともしやうございませぬ。

さて、問題点として、まず、一つ目ですが、今あえて憲法論議の促進を求める意見案を可決さ

せる大義が全くないという点です。

2019年の第3回定例会で、憲法論議の促進を求める意見案が可決されましたが、その後も大きな議論の進展はありません。

また、憲法論議の論点は極めて多岐にわたり、期限を区切って結論を導き出す性質のものではありません。

2019年に可決した意見案とほぼ同義の意見案を、今再び可決させようという目的が分かりません。

そもそも、憲法論議を進めようという意見案を提案していながら、道民に対してその目的や意義を趣旨説明で明らかにしなかったこと自体、提出した意見案の趣旨と態度が矛盾すると言わざるを得ません。

二つ目は、憲法論議を深めると言いながら、特定の項目や結論を前提としていないと繰り返し、論議の先に何を求めているのか、提出者の姿勢が明らかになりませんでした。

提出者は、憲法論議の先に憲法改正を目的としているという、そういった姿勢も示してはいません。

憲法論議を深めようと呼びかけながら、目的を明確に示さず、論議を進めるという曖昧な表現にとどまっていることは、憲法改正という真の目的をはっきり打ち出せない理由があるのかと推認せざるを得ません。

憲法改正をどうしても行いたいということであれば、堂々と憲法改正を求めればよいというふうに思います。

我が党は当然反対となりますけれども、論議の先にある目的を示さないということは、道民に対する丁寧な説明を欠いたものと言わざるを得ません。

それは、なぜ憲法改正が必要なのかという点を意見案で明確に示せていないことから明らかだと思います。

施行から長期間が経過する中、我が国を取り巻く安全保障環境の変化、自然災害の激甚化、人口減少、少子・高齢化の進行など、社会情勢は大きく変化しているとし、国家の基本法たる憲法について、現行規定が今日の複雑かつ多様化する社会情勢に的確に対応し得ているかを不断に検証し、在り方についての議論を深化させていくことが重要であるとしていますけれども、さきに取り上げたこの課題について、憲法を改正することによって解決を求めていくのかということについても、お考えがはっきりとは示されていないというふうに考えます。

憲法論議を深化させようという割には、その根拠提示が不十分なままでは、論議が成熟されることはないのではないのでしょうか。

三つ目に、憲法論議を進めると言いながら、現行憲法の理念や意義についての認識が不十分であることです。

ただいまの質疑で、日本国憲法の原理の一つである立憲主義について、提出者の認識を伺いましたが、立憲主義を守るという明言はありませんでした。非常に重大な姿勢であると言わざるを得

得ません。

自民党の日本国憲法Q&Aでは、現行憲法前文について、「全体が翻訳調で（中略）違和感があります。」「前文は、我が国の歴史・伝統・文化を踏まえた文章であるべきです」と記載し、自民党憲法改正草案では、前文を全面的に書き換え、現行憲法前文の精神を、事実上、全て破棄する内容となっています。

歴史、文化、伝統など、個々の評価や価値観が違うものについて憲法に載せることは、特定の評価や価値観を押しつけ、異なる考えの人を排除することにつながると考えます。こうした人権保障に後ろ向きな姿勢は、立憲主義とは相入れません。

立憲主義や、それに基づく憲法前文は、自由と人権を保障するための原理であり、憲法論議に当たり、この原則が承継されるという立場が示されなかったことは重大だと考えます。

最後に、憲法改正、とりわけ平和主義の原則を投げ出すことにより、我が国と国民に与えるリスクは大きく増大するという事です。

アメリカとイスラエルによる先制攻撃により、中東情勢は極度の緊張状態にあり、石油供給の不安定さは、我が国の経済活動と国民生活に大きな影響を及ぼしています。

我が国は、これまで、一人の自衛隊員も戦闘行為により死亡させませんでした。それは、憲法第9条があったからこそ、日本は、今日まで戦争に参加せず、自衛隊員の命も失わなかったのです。

意見案にある、「我が国を取り巻く安全保障環境の変化」を理由に憲法第9条を改正し、現在の歯止めを失えば、我が国と国民及び自衛隊員の命が危険にさらされるリスクが高まることは、火を見るよりも明らかです。

そのことに対する認識も示されず、憲法論議を進めようとする事は、これまで築かれてきた我が国の平和を脅かすことにつながると考えます。

憲法論議を深めた先に、高市政権の憲法改正を目指す姿勢が意見案から表れていることは明らかです。

このような意見案は到底認められないということを強く申し上げ、指摘とし、私の質疑を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長伊藤条一君 丸山議員にお伺いいたします。

指摘でよろしいですか。

○25番丸山はるみ君 はい。

○議長伊藤条一君 丸山はるみ君の質疑は終了いたしました。

以上で通告の質疑は終わりました。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は委員会付託を省略することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長伊藤条一君 御異議なしと認めます。

よって、本件はそのように決定いたしました。

## 1. 討 論

○議長伊藤条一君 これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

真下紀子君。

○72番真下紀子君（登壇・拍手）（発言する者あり）私は、日本共産党道議会議員団を代表いたしまして、意見案第1号国会における憲法改正論議についての意見書について、反対の立場から討論いたします。（発言する者あり）

提出者の……（発言する者あり）はい、失礼しました。訂正いたします。

意見案第1号国会における憲法論議についての意見書について、反対の立場から討論いたします。

提出者の答弁は、意見案の文面の繰り返しが続き、建設的かつ丁寧な議論、論議の深化と、自ら国会に求めると言いながら、道議会ではそうした姿勢は全く放棄しているように見えました。

日本国憲法は、意見案が評価しているとおり、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義を基本原則として、1947年、昭和22年に施行以来、我が国の民主主義と社会の発展に重要な役割を果たしてきました。

国民の基本的権利と自由を保障する基本的人権が多岐にわたって規定されているのも、日本国憲法の特徴であります。

中でも、憲法第9条は、世界に比類のない徹底した戦争否定の立場を打ち出しており、日本の自衛隊は、創設以降、戦争及び戦闘行為による死者は一人もいません。それは、憲法第9条によって、自衛隊も守られていたからにはほかならないと言えます。

それでは、具体的に反対の理由を述べてまいります。

第1の理由は、意見案提出に当たって、国会に、国民的理解の下で具体的かつ建設的な議論を丁寧に進めるよう要望するとしながら、提出者御自身が、具体的かつ建設的な議論を丁寧に進めることに相反して、道議会議論において丁寧さを欠き、憲法論議を深めると言いながら、論議の先に何を求めているのかを明らかにしていないことです。

自民党・道民会議は、常々、意見書決議は全会一致を慣例としていることを強調されておりました。

私どもは、極力、協力し、また、意見の違うことには反対理由を述べながら、道民に開かれた議会として議論を尽くすよう努力してまいりました。

しかし、提出者は、今回、意見案提案に当たって、趣旨説明をしておりません。

意見案が求める、日本国憲法に関する議論を進めるに当たり、地方公共団体や道民の意見を広く聴取し、議論を一層深化させるとともに、国民的理解の下で具体的かつ建設的な議論を丁寧に

進めるよう要望すると、こういった内容の意見案を提案しておきながら、道民に対して、その目的や意義を趣旨説明で明らかにしなかったこと自体が、提出した意見案の趣旨と提出者の態度が矛盾すると言わざるを得ません。

また、提出者は、憲法論議の先に憲法改正を目的としていることを答弁で明らかにしませんでした。

憲法論議を深めようと呼びかけながら、その目的を明確に示さず、憲法論議を進めるという曖昧な表現にとどまっていることは、憲法改正という真の目的をはっきり打ち出せない理由があるのかと推認せざるを得ません。

憲法改正をどうしても行いたいのであれば、堂々と憲法改正を求めると言えばいいのではないのでしょうか。

自民党は、党創立以来、憲法改正を党是としているわけです。ですから、そのことをしっかりと説明すればいいと思います。

ただ、私どもは何度でも何度でも反対しますが、論議の先にある目的を公然と示さないことは、道民に対する丁寧な説明を欠いたものと言わざるを得ません。

なぜ憲法改正が必要なのかという点を意見案で明確に示せていないことから明らかです。

意見案は、「施行から長期間が経過する中、我が国を取り巻く安全保障環境の変化、自然災害の激甚化、人口減少・少子高齢化の進行など、社会経済情勢は大きく変化している。」とし、「国家の基本法たる憲法について、現行規定が今日の複雑かつ多様化する社会情勢に的確に対応し得ているかを不断に検証し、その在り方についての議論を着実に深化させていくことが重要である。」と明記し、憲法が的確に対応し得ているのか、不断に検証し、在り方を着実に変化させていくことが重要と、国会における憲法論議を求めています。

衆議院に設置された憲法審査会の目的には、施行50年を経過した憲法を論議の俎上にのせ、立憲主義に基づき、権力をコントロールし、人権を守るとされています。

しかし、提出者の答弁からは、この目的に沿った、立憲主義に基づき、権力をコントロールし、人権を守る立場で論議を進めるという姿勢が、残念ながら、示されませんでした。

これが第2の反対理由です。

立憲主義に対する深い理解と国民的議論を広げる意思は伝わってこないだけでなく、政府においても、憲法改正に国民的議論の広まりを重視する姿勢が示されていると述べているように、国民主導ではなく、政府主導の論議を後押しする本音を隠そうとはしておりません。

また、憲法論議を進めると言いながら、現行憲法の理念や意義についての認識が不十分ではないかと考えるところです。

ただいまの質疑で、日本国憲法の原理の一つである立憲主義について、提出者の認識を伺いましたが、立憲主義を守るという答弁はありませんでした。非常に重大な問題であると言わざるを得ません。

自民党の日本国憲法Q&Aでは、現行憲法前文について、「全体が翻訳調で（中略）違和感が

あります。」「前文は、我が国の歴史・伝統・文化を踏まえた文章であるべきです」と記載し、自民党憲法改正草案では、前文を全面的に書き換え……（発言する者あり）大丈夫です、自民党ほど繰り返してはおりません。

前文を全面的に書き換え、現行憲法前文の精神を、事実上、全て破棄する内容となっております。

歴史、文化、伝統など、個々の評価や価値観が違うものについて憲法に載せることは、特定の評価や価値を押しつけ、異なる考えの人を排除することにつながるものです。こうした人権保障に後ろ向きの姿勢では、世界から見るとどう映るでしょうか。

立憲主義や、それに基づく憲法前文は、自由と人権を保障するための原理であり、憲法論議に当たり、この原則が承継されるという立場が示されなかったことは極めて重大です。

第3の反対理由は、ただいまの質疑を通じても明らかになったように、課題があるのであれば、まず、法令改正によって対応できるものも多くある中で、なぜ憲法を改正しなければ問題解決がなし得ないのか、提出者から明確な答弁が必要ではありませんでしたか。

つまり、憲法改正が必要とする根拠が客観的ではなく、かつ、十分説明されていないのです。

憲法論議を深化させようという割には、その根拠提示が不十分なままでは、論議が成熟されることはないのではありませんか。

また、今年2月18日から19日に日本テレビが行った調査では、内閣に優先してほしい政策や課題として国民が選んだのは、1位が「物価高対策」、88%です。

ホルムズ海峡封鎖によるガソリン等の急騰が国民生活と経済に追い打ちをかけており、この要望は一層切実さを増していると考えます。

続いて、「外交や安全保障」「年金など社会保障」「教育や子育て」が挙げられ、「とくにない」「答えない」の項目を除く10項目のうち、「憲法改正」は9位でした。

現実に、外交や安全保障に取り組んでほしいという声は高くても、憲法を改正することに直結しているわけではないことを示しているのではないのでしょうか。

第4の反対理由は、意見案にある世界情勢の変化をどう捉え、なぜ今なのか、明瞭でなく、憲法論議の先にある憲法改正により、とりわけ平和主義の原則を投げ出すことにより、我が国と国民に与えるリスクは大きく増大するという問題です。

第二次世界大戦以降、国際社会は、国連憲章に基づく法の秩序を構築し、戦争回避の努力を積み重ね、平和的な国際秩序を構築してまいりました。

国連が認める武力行使とは、自衛の場合と、安全保障理事会が認めた場合のみとしています。

しかし、2022年2月24日からの、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻、2023年10月には、イスラエルとハマスの衝突が続く中でのイスラエル軍による本格的な地上侵攻が開始され、さらに今年1月に、アメリカのトランプ政権がベネズエラに対して大規模な軍事作戦を実施し、マドゥローロ大統領夫妻を拘束しました。

国連が認める武力行使を認めた場合ではなく、武力による現状変更が繰り返され、さらに2月

28日には、米国とイスラエルが、イランに対し、エピック・フューリー—— 壮絶な怒り作戦と称する大規模な軍事攻撃を実施し、今も終息の見通しは立っていないどころか、殺傷能力の高いクラスター爆弾まで使用され、ホルムズ海峡の封鎖、タンカーへの攻撃や機雷を敷設したとも報道されています。

意見案には、社会経済情勢の変化に対応した改正を求めていますので、当然、こうした議論は成り立つわけです。

今回のアメリカとイスラエルによる武力攻撃について、高市首相は法的評価を避けていますが、安保理決議もなく、両国ともに自衛権は主張しておりません。まさに先制攻撃という国際法違反は明白です。

さらに、イラン側の報復攻撃は、イスラエルや周辺の米軍基地のみならず……（発言する者あり）最後まで聞いてください。（発言する者あり）

さらに、イラン側の報復攻撃は、イスラエルや周辺の米軍基地のみならず、周辺国の米軍施設等に及び、砲撃を受けた国は、学校や医療機関を含む施設の崩壊が続いています。ターゲットとされた政府要人が殺され、一般市民の犠牲も被害も拡大しています。

イランによって、事実上、ホルムズ海峡が封鎖され、機雷を敷設したとされるなど、極めて危険な事態となっています。こうした情勢の変化があるわけです。

戦争への不安は世界を覆い、日本国内でも不安と経済的影響が広がっています。

国連のグテーレス事務総長は、攻撃が、民間人への甚大な被害と、世界経済への深刻なリスクをもたらしていると指摘し、制御不能な状況に陥りかねないとして、戦闘停止と外交交渉を呼びかけていますが、終息のめどは見えてきません。

昨日、高市早苗首相は、明日のアメリカ・トランプ大統領との会談のために訪米しました。日本の国益をめぐって、日本の外交がまさに問われるわけです。

アメリカとイスラエルによる先制攻撃によって、中東情勢は極度の緊張状態にあり、石油供給の不安定さは、我が国の経済活動と国民生活に大きな影響を及ぼしています。

NATO各国が、アメリカへの協力を行わないと表明する中、日米同盟の堅持を絶対視する高市首相でも、トランプ大統領のホルムズ海峡への艦艇派遣は、停戦が前提であり、法の範囲内で何ができるか最大限考えていると、国会答弁せざるを得ませんでした。

法の範囲内は、憲法によって、自衛隊が戦争地域に行くことを阻み、日本が武力によって国際紛争を解決する手段として、この憲法の範囲内とされるからこそ、自衛隊派遣の歯止めになっていると言えます。

我が国は、これまで、一人の自衛隊員も戦闘行為により死亡させませんでした。（発言する者多し）

議長、静粛にさせて……（発言する者多し）

○議長伊藤条一君 発言中でありますので、静粛にお願いいたします。

○72番真下紀子君（続）それは、憲法第9条があったからこそです。

日本は、今日まで戦争に参加せず、自衛隊員の命も失わなかったのです。

意見案にある、「我が国を取り巻く安全保障環境の変化」を理由に憲法第9条を改正し、現在の歯止めを失えば、我が国と国民及び自衛隊員の命が危険にさらされるリスクが高まることは、火を見るよりも明らかです。

そのことに対する認識も示されず、憲法論議を進めようとするのは、これまで築かれてきた我が国の平和を脅かすことにつながると考えます。

既に、佐世保基地、横須賀基地、厚木基地などから、日本の在日米軍がイラン攻撃に出撃していることは、質疑でも示しました。まさに、日本が出撃拠点の役割を担わされています。

今後、自衛隊の艦艇をホルムズ海峡やペルシャ湾に派遣すれば、敵とみなされ、イランからの攻撃を受ける可能性は否定できなくなり、中東との信頼関係に、取り戻すことのできない亀裂を生みかねません。

それを止めることができるのは、日本国憲法です。9条のみならず、基本的人権、幸福追求権、平和的生存権をも侵す事態を招くようなことがあってはなりません。

高市首相は、憲法改正を主張する政治家ですが、中東対応で二転三転するトランプ大統領との会談で、日本国憲法が、国連憲章に照らして、正当性のないアメリカ、イスラエルによる武力攻撃に巻き込まれないための最強の盾にして交渉に臨むことができるのです。

現状の国際情勢を見たときに、日本の憲法こそ必要と考えるからです。

こうした時代に、提案者は、国会での日本国憲法の改定論議を進めて、日本国民をどこに導こうとしているのでしょうか。

平和を希求する声は、今、広範囲に広がってきています。今こそ、日本がすべきことは、アメリカに対して毅然と対応し、この憲法をもって、停戦に向けたイニシアチブを発揮することではないのでしょうか。

日本国憲法は、前文で、

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。

としています。

今こそ、憲法を論議するというのであれば、この憲法の実現に向かった論議こそ必要ではないのでしょうか。そして、

そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚する

のであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

とし、国民の不断の努力によって、憲法の実現を求めています。

憲法の実現に、これまでの政府は、どれだけの努力をしてきたでしょうか。

日本の憲法は、政府による戦争を起こしてはならないという考えで制定されたものであり、それを論議するという名で憲法改正に向かうことは、認めることはできないのです。

2019年の第3回定例会でも、憲法論議の促進を求める意見案が可決されましたが、その後も大きな議論の進展はありません。

また、憲法論議の論点は極めて多岐にわたり、期限を区切って結論を導き出す性質のものではありません。

2019年に可決した意見案とほぼ同義の意見案を、再び可決させようという目的すら説明されなかったことは、極めて残念であります。

以上の理由から、今あえて憲法論議の促進を求める意見案を可決させる大義が全くないと考えるところです。

憲法論議を深めた先に、高市政権が目指す憲法改正を目指すという姿を、高市政権の憲法改正を後押しするためだけではないかという声も聞かれています。

このような意見案は到底認められないということを強く申し上げ、反対討論といたします。

（拍手）（発言する者あり）

○議長伊藤条一君 以上で通告の討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

この採決は起立によります。

本件を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長伊藤条一君 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

## 1. 日程第6、意見案第3号

○議長伊藤条一君 日程第6、意見案第3号を議題といたします。

お諮りいたします。

本件は提出者の説明を省略することにいたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長伊藤条一君 御異議なしと認めます。

よって、本件はそのように決定いたしました。

### 1. 質 疑

○議長伊藤条一君 これより、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

真下紀子君。

○72番真下紀子君（登壇・拍手）（発言する者あり）私は、日本共産党道議会議員団を代表して、意見案第3号日本国の国旗の法的保護の充実を求める意見書に関する質疑を行います。

まず、国旗損壊行為に対する外国への対応と日本の国旗への対応の相違についてです。

意見案では、「日本国の国旗については、（中略）侮辱を目的とした損壊等の行為に対する明確な処罰規定は設けられていない。」と明記されています。

一方、外国旗の損壊について定めた刑法第92条は、「外国に対して侮辱を加える目的で、その国の国旗その他の国章を損壊し、除去し、又は汚損した者は、2年以下の拘禁刑又は20万円以下の罰金に処する。」としています。

これは、日本と外国の間の円滑な国交を守るために定められているものと解されており、外国の国章を損壊する行為は、この外国国章損壊罪により、刑事罰の対象とされています。

意見案の趣旨は、その一方で、日本の国旗を損壊する行為は対象となっていないため、不均衡の是正が必要と受け止めましたが、そもそも、外国国章損壊が刑事罰の対象とされる一方で、日本国の国旗損壊を罰する法律がない理由をどのようにお考えになっているのか、見解を伺います。

また、外国国章損壊として処罰に値するものは、外国の国家機関が公的に掲揚しているものに限ると解され、外国政府の請求がなければ、公訴を提起することができないとのことですが、刑法第92条で定められている外国国章損壊罪で規定されている要件と、意見案が求めている日本国の国旗の法的保護の充実とは、そもそも法的根拠が全く異なるものであり、よって、両者の不均衡とは全く言えないものと考えますが、見解を伺います。

次に、国旗の規定についてです。

本意見案は、「日本国の国旗に対する侮辱目的の損壊、除去または汚損行為に関し、諸外国の制度も踏まえつつ、法的保護の在り方について検討を行うよう強く求める。」としています。

国旗及び国歌に関する法律では、「国旗は、日章旗とする。」「日章旗の制式は、別記第1のとおりとする。」としています。別記第1には、寸法の割合及び日章の位置と大きさ、彩色が定

められています。

意見案には、政治的立場を超えて、国民一人一人の郷土への思い、歴史や文化への敬意、そして国家への帰属意識と結びつく象徴であるや、災害や国難の際においても、国旗は人々の心をつなげる象徴となってきたと明記しておりますが、国旗を象徴とする価値観は法に規定されておられません。

法的根拠が明らかでない国旗の価値観について、その価値観を毀損したことをもって刑事罰に問おうとすることは、犯罪構成要件が明確ではなく、規定することも困難ではないかと考えます。

仮に、意見案の求める内容の法律が制定された場合、価値観も定まらない概念が毀損されたとして、刑事罰の対象とすることを求めるのですか。

犯罪構成要件があまりに抽象的となり、これまでの刑法の原則を大きく踏み越えるものになると考えますが、提出者の見解を伺います。

次に、国家への帰属意識等についてです。

意見案では、「国旗は、政治的立場を超えて、国民一人一人の郷土への思い、歴史や文化への敬意、そして国家への帰属意識と結びつく象徴である。」と明記しています。

国旗・国歌法では、今申し述べましたとおり、意見案で示された文言や表現は見当たりません。

意見案のこの記載は、何を根拠に意見案に盛り込んだのか、引用元があれば、出典とともに、引用した根拠をお示し願います。

次に、災害時等における国旗の象徴的存在等についてです。

先ほども引用させていただきましたが、意見案では、「災害や国難の際においても、国旗は人々の心をつなげる象徴的存在となってきた。」と明記しております。

本道における直近の大規模災害は、2018年に発生した北海道胆振東部地震と承知しておりますが、当時、国旗が人々の心をつなげる象徴的存在などと言った人も感じたことはないのでしょうか。そのような報道もされておりました。

一体何を根拠にこのような言説を持ち出されたのか、お聞かせください。

次に、現行法で不十分とする根拠と理由についてです。

現行法においても、官公庁や個人が使用する国旗を損壊する行為は、器物損壊罪や公務執行妨害罪の処罰対象となり得ます。現行法でも法令違反に問うことは十分可能であり、十分な対処がなされていると考えます。

また、国旗または外国の国旗の尊厳を害するような事案は、商標登録を受けることができないなど、国旗の標章が侮辱的に利用されることを防ぐ法制度は既にあります。

現行法で不十分な根拠と理由をお示し願います。

次に、表現の自由等についてです。

憲法における学説では、表現の自由などの精神的自由と、職業選択の自由などの経済的自由

で、違憲審査の厳しさを変える二重の基準という理論があります。

主に憲法学において、表現の自由などの精神的自由と、営業の自由などの経済的自由で、違憲審査の厳格さを分ける議論です。

日本の憲法学でも有力な考え方として受容されています。経済的な自由は緩やかな基準に対し、精神的自由は厳格な基準とされています。

民主的な過程を維持するために不可欠な表現の自由などは、壊れやすく、傷つきやすいため、裁判所が積極的に介入し、厳格に審査するという考えです。

表現や信仰の自由は、民主主義の基礎となる世論形成に不可欠であり、これが規制されると、そもそも規制自体を批判できなくなってしまう。

それゆえ、表現の自由は憲法第21条で保障され、第11条及び第97条で侵すことのできない永久の権利として、国民が享受する根源的権利と位置づけられており、民主主義社会の根幹と言えるのです。

この前提の下で、国旗損壊罪が制定された場合、国旗に対して、愛国心という抽象的な概念によって特別な保護を与えることが十分想定され、国家にとって望ましい思想、価値観を国民に対して強制することにつながるものと考えます。

重大なことは、国旗を損壊する行為が、政治的な思想や意見の表明、時の権力を批判する手段として行われる場合も想定され、そのような行為が刑罰で制限されることになるのではないかと極めて重大な懸念が生じるだけでなく、憲法第21条が保障する表現の自由そのものに対する侵害となります。

このことは、札幌弁護士会による、日本国国章損壊罪の制定に反対する会長声明でも明確にうたわれております。

意見案では、「表現の自由は憲法により保障された極めて重要な権利であり、最大限尊重されるべきものである。」と明記しながら、あえて刑罰を用いて処罰することに対し、表現の自由を侵害しないとどうして言い切れるのか、明確にお答えください。

また、政府批判や政治的主張としての国旗損壊行為を処罰することは、思想、良心の自由や表現の自由を萎縮させる可能性があると考えますが、提出者の認識を明確にお答えください。

次に、犯罪構成要件の明確さについてです。

刑罰法規について、どのような行為が犯罪となり、どのような刑罰が科されるのか、あらかじめ法律で定めておかなければならないということは、近代刑法の大原則であり、罪刑法定主義の要請です。

しかし、国旗損壊罪において、何が侮辱に当たるかの定義が抽象的であり、国家の裁量が大きくなり、恣意的に運用されることは否定できません。

意見案では、法律制定による行政裁量の拡大に伴う恣意的な運用について一切触れていません。

提出者は、刑罰を科す際、犯罪構成要件が明確であるべきという罪刑法定主義の原則に照ら

し、犯罪構成要件を明確にすべきと考えますが、提出者の見解を伺います。

次に、民法における所有権との関係についてです。

個人が所有する国旗を損壊した場合、自らの所有物に対しての行為であるため、当然、刑法は適用されません。

自身の所有物を自ら損壊した場合に、国旗であることのみをもって罪に問われるというのは、民法の物権で規定されている、物を自由に使用、収益、処分できるという大原則とも矛盾を来すこととなります。

国旗損壊罪を制定することは、民法で規定される所有権との関係で矛盾を来さないのでしょうか。

提出者はどのように理解されているのか、お聞かせください。

最後に、処罰と憲法違反についてです。

日本国憲法と同じく、表現の自由の価値に重きを置くアメリカ合衆国憲法の下、合衆国連邦最高裁は、国旗冒涇を罰することは、この象徴的存在をかくも崇敬され、また尊敬に値するものとせしめている自由を弱体化させる、合衆国国旗を燃やす行為は合衆国憲法修正第1条の言論の自由として保障され、政府は表現が不快であるとかそれを支持し得ないからといって禁止することはできないとして、州法による国旗損壊行為への処罰を違憲としたことが、札幌弁護士会の会長声明で紹介をされております。

この合衆国連邦最高裁判決と同様に、我が国においても国旗や国章の損壊を伴う表現行為は憲法第21条によって保障され、これを処罰することは違憲と言うべきではありませんか、提出者の見解を伺います。

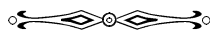
答弁のいかんによって、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長伊藤条一君 花崎勝君。

○87番花崎勝君 答弁準備のため、若干時間をいただきたいと思っております。

○議長伊藤条一君 ただいま花崎勝君から、答弁準備に若干の時間をいただきたい旨、発言がありましたので、このまま暫時休憩いたします。

午後3時52分休憩



午後4時1分開議

○議長伊藤条一君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

花崎勝君。

○87番花崎勝君（登壇・拍手）（発言する者あり）日本共産党、真下議員の質問にお答えいたします。

初めに、外国国旗と日本国旗の保護の違いについてであります。外国国旗につきましては、既に法的保護が設けられています。

他国の象徴は守るが、自国の象徴は守らなくてよいという現状の不均衡を是正し、国家としての主体性の確立を求めることは極めて自然な議論であり、自国国旗の法的保護の在り方について検討を求めること自体を否定されるものではないと考えます。

次に、処罰規定についてであります。本意見書は、国旗の法的保護の法的保護の在り方について、国会において検討を行うことを求めるものであり、国旗損壊罪の必要性の有無も含めて、立法府である国会においてしっかりとした議論が必要であり、本意見書は、それを求めるものであります。

次に、国旗の位置づけについてであります。法的保護とは、法律に基づき、個人や組織の権利、財産、情報を守り、権利が侵害された場合には法的手段で解決することです。

自国の国旗を含めて、国の象徴として尊重するという社会的共通認識を踏まえ、その取扱いについて必要な範囲で制度的に整理を行うことを指しています。

次に、表現の自由についてであります。

憲法第19条の内心の自由、憲法第21条の表現の自由との比較衡量も含めて、国旗の法的保護の在り方について、立法府である国会において議論されるべきであり、本意見書は、それを求めるものであります。

次に、国旗損壊罪についてであります。

本意見書は、自国の象徴を大切にす敬愛感情の法的保護の在り方について、国会において検討を行うことを求めるものであり、国旗損壊罪の制定を求めているものではありません。

国旗損壊罪の必要性の有無も含めて、立法府である国会においてしっかりとした議論が必要であり、本意見書は、それを求めるものであります。

最後に、憲法との関係性についてであります。

国旗の法的保護の在り方について、立法府である国会において議論されるべきであり、本意見書は、それを求めるものであります。

以上であります。（拍手）（発言する者あり）

○議長伊藤条一君 真下紀子君。

○72番真下紀子君（登壇・拍手）（発言する者あり）ただいまの答弁で、2点だけ明確にお答えいただいていないので、お聞きします。

1点は、国旗が象徴であるという根拠です。

国旗・国歌法ではそのような規定はありませんが、何を根拠にしているのか、お示しく下さい。

もう1点は、現行法で不十分な根拠と理由が述べられておりませんでしたので、お示し願います。

以上です。（拍手）（発言する者あり）

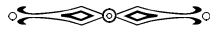
○議長伊藤条一君 花崎勝君。

○87番花崎勝君 答弁準備のため、若干時間をいただきたいと思ひます。

○議長伊藤条一君 ただいま花崎勝君から、答弁準備に若干の時間をいただきたい旨の発言がありました。

このまま暫時休憩いたします。

午後4時7分休憩



午後4時12分開議

○議長伊藤条一君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

花崎勝君。

○87番花崎勝君（登壇・拍手）（発言する者あり）真下議員の再質問にお答えいたします。

まず、日本国旗についてであります。現在の日本国の国旗については、国旗及び国歌に関する法律により定められています。

国際的にも、社会通念上、国を象徴するものとして機能しております。

次に、現行法との関係性についてであります。本意見書は、国旗の法的保護の法的保護の在り方について、国会において検討を行うことを求めるものであり、国旗損壊罪の必要性の有無も含めて、立法府である国会においてしっかりとした議論が必要であり、本意見書は、それを求めるものであります。

以上であります。（拍手）（発言する者あり）

○議長伊藤条一君 真下紀子君の質疑は終了いたしました。

以上で通告の質疑は終わりました。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は委員会付託を省略することにいたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長伊藤条一君 御異議なしと認めます。

よって、本件はそのように決定いたしました。

## 1. 討 論

○議長伊藤条一君 これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次、発言を許します。

畠山みのり君。

○63番畠山みのり君（登壇・拍手）（発言する者あり）意見案第3号に対して、反対の立場から討論を行います。

国旗が国家の象徴として尊重されるものであることは、改めて申し上げるまでもありません。

しかしながら、その尊重の念を、刑罰という国家権力による強制力をもって担保しようとする

る、刑法改正の要望につきましては、慎重の上にも慎重を重ねた検討が必要であると考えます。

主な理由は、次の3点です。

第1に、表現の自由に対する過度な制約への懸念です。

憲法学におけます二重の基準論によりますと、表現の自由をはじめとする精神的自由は、民主主義社会を維持するための不可欠な基盤であり、これに対する制約は、経済的自由への制約と比較して、より厳格に審査されるべきものです。

国旗を損壊する行為が、仮に政治的な意思表示や批判の一環として行われた場合、それを刑事罰の対象とすることは、憲法が保障する表現の自由を萎縮させるものであり、多様な価値観を認める民主主義の本質を損なうおそれがあります。

第2に、法益の明確性と刑罰の謙抑性の観点です。

刑法は、生命、身体、財産といった具体的な法的利益を守るための最終手段であるべきです。

外国国旗損壊罪は、外国との良好な外交関係の維持などを保護法益とする犯罪であることに対して、自国の国旗損壊を処罰する根拠は、往々にして、感情や象徴性に依存しがちです。

刑罰は、人の権利を制限する強力な手段であるため、慎重に適用されるべきでありますし、何を、どこまでを処罰の対象とするのか、また、それらを誰が判断するのかという基準が曖昧なまま、安易に処罰規定を設けることは、法の明確性の原則に照らしても課題が残ります。

なお、器物損壊罪など、現行刑法で処罰が科されるということも一考すべきです。

第3に、国民の価値観の多様性と合意形成の不足です。

国旗に対する尊重の念は、国民一人一人の内面的な感情に基づくものであり、刑罰によって強制されるべきものではありません。

国民や道民の間でも意見が分かれる、非常に繊細なこの問題に対し、十分な国民的議論や慎重な法学的検討を尽くさぬまま、一地方議会が拙速に法改正を要望することは、かえって国民の分断を招くのではないでしょうか。

国旗を大切にするという思いは、法に縛られるべきものではありません。

今、私ども道議会が注力すべきは、思想や信条の対立を深めることではなく、政治的立場を超えて、道民一人一人の基本的な人権を尊重し、真に安全で安心して暮らせる社会を構築することにあります。

以上の理由から、本意見書案に反対し、私の討論を終わります。

議員各位の御賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。（拍手）（発言する者あり）

○議長伊藤条一君 丸山はるみ君。

○25番丸山はるみ君（登壇・拍手）（発言する者あり）私は、日本共産党道議団を代表して、意見案第3号日本国の国旗の法的保護の充実を求める意見書に関し、反対の立場から討論いたします。

本意見案は、「日本国の国旗に対する侮辱目的の損壊、除去または汚損行為に関し、諸外国の

制度も踏まえつつ、法的保護の在り方について検討を行うよう強く求める。」としています。

国旗とは、言うまでもなく、国旗及び国歌に関する法律で、「国旗は日章旗とする。」「日章旗の制式は別記第1のとおりとする。」とされ、別記第1には、寸法の割合及び日章の位置と大きさ、彩色が定められています。

ですから、まず、前提として、意見案にある、国旗は象徴あるいは象徴的存在とする法律の規定はなく、国旗を日章旗とし、形状を定めているだけです。

国旗の受け止め方は、国民一人一人の自由であり、強制されるものではないということです。

その上で、質疑を踏まえ、反対の理由を述べます。

第1の理由は、ただいま申し上げた国旗の規定が、象徴などと拡大解釈され、思想、良心の自由に反することにつながるからです。

国旗・国歌法の審議に当たって、当時の小淵恵三首相は、国旗の掲揚等に関し義務づけを行うことは考えておらずと答弁しました。

日の丸、君が代が、国旗、国歌と規定されたことをもって、国民の思想、信条の強制にはつながらないことは明らかです。

にもかかわらず、意見案では、「国旗は、政治的立場を超えて、国民一人一人の郷土への思い、歴史や文化への敬意、そして国家への帰属意識と結びつく象徴である。」と断じ、国旗に対する概念を固定化し、事実上、国旗に対する見解の押しつけとなっています。

国民一人一人の違い、それは、思想、良心の自由として憲法第19条に保障され、基本的人権の一つとして十分に尊重されなければならないことは、皆さんも同意されると思います。

日本の国旗に対する侮辱目的の損壊、除去または汚損行為への処罰を理由に、国旗に愛国心など特別な保護を与えることは、時の政権にとって望ましい思想、価値観を、国民に対して強制することにつながるものとされ、憲法第19条に違反すると言えます。

第2の理由は、現状において、既に十分に対処できる国内法があることです。

官公署や他人が使用する国旗や国章を損壊する行為は、器物損壊罪や公務執行妨害罪の処罰対象となり得ます。

既に国内法においても対処がなされているにもかかわらず、日本の国旗の法的保護を目的とした新たな法制定は、従前では処罰対象とならなかった私的な行為さえ、同罪の処罰対象となる可能性があります。

なおかつ、対象とする国旗の拡大と規制対象の拡大によって、表現の自由侵害につながる問題が第3の理由です。

意見案が述べる侮辱目的の損壊、除去または汚損行為の対象となる国旗を、官公署に掲げられたものに限定しているのでしょうか。

国旗や国章が用いられるケースには、スポーツ応援の場や芸術活動など様々あり、その際には、批評や風刺、パロディー、デザイン上の加工など、多々あり得ます。

例えば、A Iによる表現上の加工、切り貼り、変形、着色、デザイン化、演出上の一時的変更

などとの境界が明確とは言えません。

また、侮辱する目的は、誰がどのような基準で認定するのでしょうか。

政府に抗議する表現方法として国旗を用いる行為等も、処罰の対象に含まれることになり得ます。

日本国に対して侮辱を加える目的という主観的要件は、その認定評価によって、時の政権によって好ましくない意見や、思想の弾圧に恣意的に運用されるおそれがあり、表現の自由や、思想、良心の自由に対する侵害は、さらに深刻なものとなります。

もとより、日本国国旗として定められた日章旗・日の丸には、アジア・太平洋戦争の終結に至るまで、軍国主義の象徴として用いられたという歴史的経緯があります。

そのような歴史的経緯を持つ日の丸を、あえて日本国国旗として定めた以上、国旗に対する批判的表現活動には特に寛容でなければなりません。

第4の理由は、外国国章損壊罪との不均衡について誤解があることです。

諸外国に、自国の国旗や国章に対する侮辱目的の損壊行為について、何らかの法的保護を設けている例が少なくないとしています。

しかし、日本では、外国旗の損壊について定めた刑法第92条において、日本と外国の間の円滑な外交を守るために定められており、日本の国旗についても、毀損等した場合には、現行法においても、器物損壊罪等により、既に処罰の対象となっています。

また、イタリアなどEUの例を見てみると、EU人権条約第10条の比例原則が適用されており、裁判所において判断されると、ニューズウィーク誌ウェブ版で紹介をされています。

イタリアでは、チュニジア人移民が国旗に赤いバツ印を書き、移民政策反対とSNSに投稿した事件で、検察が起訴に踏み切ったものの、裁判所は、政治的メッセージ性があり、公共秩序を乱さないとして、無罪を言い渡しています。

2020年のベルリン地方裁判所判決で、移民デモ参加者が国旗を改変した行為が、政治抗議と認定され、無罪となっています。

フランスでは、イエローベスト運動のデモ参加者が、国旗を破り、税制改革反対を叫んだ行為が、2020年のパリ地方裁判所判決で、集会自由と認定され、減刑となり、ポーランドでは、2020年から2022年のLGBTQ権利デモ参加者が、国旗に虹色を加え、差別反対を訴えた行為が、少数者権利抗議と認定され、無罪となったなど、表現の自由が優位に立つ判例が多数見られます。

このような民主的運用が日本でなされるのか、保護されるのか、保障されるのか、答弁からは十分な説明を得られませんでした。

札幌弁護士会ははじめ、全国の弁護士会も反対声明を発表するなど、法律家からも意見の指摘が相次ぐ国旗損壊罪を、道民的議論もないまま道議会で意見案を議決することは決してあってはならず、道民を代表する議決機関として、将来に禍根を残すと言わざるを得ません。

我が国においても、国旗や国章の損壊を伴う表現行為は、憲法第21条によって保障され、これを処罰することは違憲と言うべきであり、本意見案には反対です。

以上、反対討論を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長伊藤条一君 以上で通告の討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

この採決は起立によります。

本件を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長伊藤条一君 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

#### 1. 日程第7、意見案第2号、第4号及び第5号

○議長伊藤条一君 日程第7、意見案第2号、第4号及び第5号を議題といたします。

お諮りいたします。

本件は、いずれも提出者の説明を省略することにいたしたいと思いをします。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長伊藤条一君 御異議なしと認めます。

よって、本件は、いずれもそのように決定いたしました。

お諮りいたします。

意見案第2号及び第4号は、いずれも委員会付託を省略することにいたしたいと思いをします。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長伊藤条一君 御異議なしと認めます。

よって、本件は、いずれもそのように決定いたしました。

#### 1. 討 論

○議長伊藤条一君 これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

真下紀子君。

○72番真下紀子君（登壇・拍手）（発言する者あり）私は、日本共産党道議会議員団を代表し、意見案第2号台湾の国際民間航空機関（ICAO）及び国際刑事警察機構（ICPO）への参加を支援するよう求める意見書に対して、反対の立場から討論を行います。

ICAOは国際連合経済社会理事会が母体となっており、台湾は国連加盟国でないことから加盟できないものの、国際航空運送協会——IATAや国際空港評議会——ACIなど、台湾も所属している団体がオブザーバーとして既に参加をしております。

また、ICPO、いわゆるインターポールは、加盟国に各国が指定する国家中央事務局が必要となります。

既に、中国は、北京に中央事務局が設置されており、香港、マカオの2地域を準国家中央事務局として指定しています。

また、台湾の警察組織と警察庁は既に協力関係にあり、詐欺などの越境犯罪防止に取り組んでいます。

そもそも、我が国において、台湾は中国の領土の一部であるということが、1972年の日本国政府と中華人民共和国政府の共同声明において確認されており、1978年の日中平和友好条約においても、内政における相互不干渉を締結しております。

現時点において、日本政府は条約の破棄を行っていないことから、中国一国主義を尊重するのが、日本政府の公式の立場であります。

意見案は、この姿勢とは異なり、台湾のICAO及びICPOへの参加を支援するよう求めることは、内政干渉につながり、外交関係に否定的な影響を及ぼすことにもなりかねません。

以上の理由から、意見案第2号については反対を表明し、討論を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長伊藤条一君 以上で通告の討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

日程第7のうち、意見案第2号を問題といたします。

これより採決いたします。

この採決は起立によります。

本件を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長伊藤条一君 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第7のうち、意見案第4号及び第5号を問題といたします。

お諮りいたします。

別に御発言もなければ、本件は、いずれも原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長伊藤条一君 御異議なしと認めます。

よって、本件は、いずれも原案のとおり可決されました。

#### 1. 日程第8、議員派遣の件

○議長伊藤条一君 日程第8、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第126条の規定により、配付してありますとおり、議員を派遣することにいたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長伊藤条一君 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

---

（上の議員派遣の件は巻末**その他**に掲載する）

---

#### 1. 閉会申請願継続審査及び事務継続調査の件

○議長伊藤条一君 各常任委員長並びに議会運営委員長及び産炭地域振興・GX推進・エネルギー調査特別委員長から、委員会において審査または調査中の案件について、会議規則第80条の規定により、配付してあります申出書一覧のとおり、継続審査または調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査または調査に付することにいたしたいと思いません。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長伊藤条一君 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

以上をもって、今期定例会の会議に付議された案件は全て議了いたしました。

#### 1. 閉 会

○議長伊藤条一君 議員各位の御精励に対し衷心より敬意を表します。

これをもって令和8年第1回定例会を閉会いたします。

午後4時35分閉会